



1 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

(1) 健康診断及び事後措置の実施の徹底を健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

詳しくはこちらに↓



健診年月日	〇年 〇月〇〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名◎	〇〇 〇〇
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名◎	〇〇 〇〇

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

(2) コラボヘルスの取組の推進にご協力ください

就業区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医療保険者（健康保険組合や全国健康保険組合等）から健康診断の結果を求められた際に医療保険者に提供するようご協力ください。

詳しくはこちらに→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしています。ぜひご活用ください。提供するサービスは無料です。

2 歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されています

有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）

※有害な業務とは、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
労働安全衛生規則が改正され、令和4年10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 →



3 ストレスチェックの実施等の取り組みをお願いします

～本制度の目的～

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等によるストレスチェックを実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務です。年間安全衛生計画に組み込むなどして積極的な実施を推奨します）

特に、労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策の取組を行うことは重要です。

まずは、産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する者であるメンタルヘルス推進担当者を選任しましょう。



4 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

～ガイドライン改訂の主なポイント～

ガイドラインの対象事業場はこちら→



- ・騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- ・騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- ・聴覚保護具の選定基準の明示
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。
- ・騒音健康診断の検査項目の見直し
定期健康診断（騒音）における4,000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料はこちらに →



5 第10次粉じん障害防止総合対策について

～9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です～

実施期間：令和5年度から令和9年度まで（5年間）

詳しくはこちら→



～重点事項～

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底（保護具着用管理責任者の選任等）
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策 ②について詳しくはこちら→
(ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策等)
- ③ じん肺健康診断の着実な実施（じん肺健康管理実施状況報告の提出等）
- ④ 離職後の健康管理の推進（離職する有所見者に対して「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配布する等。
離職後に労働局に申請することで、健康管理手帳が交付されて毎年1回、無償でじん肺健康診断を受けることができます。④について詳しくはこちら→
- ⑤ その他地域の実情に即した事項（アーク溶接作業等）



6 職場における労働衛生基準が改正されています

～労働衛生基準の改正・見直しの主な項目とポイント～

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 【R4.12.1施行】	・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 一般的な事務作業(300ルクス以上) 付随的な事務作業(150ルクス以上) ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所 ^{注)} を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び

労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。

休憩設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

7 「マルチジョブ健康管理ツール」アプリについて



厚生労働省が開発したアプリで、労働者が自ら本業及び副業・兼業の労働時間や健康状態を管理できるアプリです。ぜひご活用ください。

「マルチジョブ健康管理ツール」アプリ →

(Google Play)



(Apple Store)

